



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 条例

- *6 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
(万博推進課)..... 5
- *7 和歌山県行政手続条例の一部を改正する条例 (総務課)..... 5
- *8 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 7
- *9 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)..... 8
- *10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 8
- *11 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 16
- *12 和歌山県スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
(スポーツ課)..... 18
- *13 和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
(脱炭素政策課)..... 18
- *14 和歌山県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境管理課)..... 18
- *15 和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例 (県民生活課)..... 20
- *16 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)..... 20
- *17 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)..... 22
- *18 和歌山県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例 (国民健康保険課)..... 23
- *19 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (")..... 24
- *20 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業課)..... 25
- *21 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課)..... 26
- *22 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 33
- *23 和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例 (港湾空港振興課)..... 33
- *24 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 34
- *25 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (")..... 34
- *26 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 35
- *27 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 42

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県2025年日本国際博覧会基金を廃止することとしました。

2 施行期日

令和8年6月1日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知等の方式に係る見直しを行うこととしました。（第15条、第22条及び第29条関係）

2 施行期日

令和8年5月21日から施行します。

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県いじめ再調査委員会を設置するとともに、和歌山県役務提供等実績認定審査会を廃止することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。ただし、第2条第1項の表の改正規定(和歌山県役務提供等実績認定審査会の項を削る部分に限る。)は、公布の日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、職員の給与について次のとおり改定することとしました。

(1) 自転車等を使用する職員に係る通勤手当の額を引き上げるとともに、駐車場等に係る通勤手当を新設することとしました。(第15条関係)

(2) 特勤勤務手当の支給限度額を改めることとしました。(第16条の2関係)

(3) 薬学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に第一種初任給調整手当を支給することとしました。(第20条関係)

(4) 第二種初任給調整手当を新設することとしました。(第6条、第13条及び第20条の2関係)

(5) 期末手当の支給を一時差し止める処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における当該処分を行う旨及びその事由を記載した文書の交付の方式に係る見直しを行うこととしました。(第23条の3関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。ただし、第23条の3第3項の改正規定及び附則第3項の規定は、同年5月21日から施行します。

◇ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与について、会計年度任用職員に第二種初任給調整手当に相当する報酬を支給することとしました。(第3条及び第4条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県スポーツ振興基金について、寄附金以外の資金を積み立てることができることとするとともに、スポーツ施設の整備に要する経費の財源に充てることができることとしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県地域環境保全基金について、地域環境保全に関する施設の計画の策定に要する経費の財源に充てることとしました。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県環境影響評価条例の一部を改正する条例

1 条例概要

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律等の一部改正に伴い、海洋環境等調査方法書の案に対して知事が意見を述べるときは、あらかじめ和歌山県環境影響評価審査会の意見を聴くこととするともに、所要の改正を行うこととしました。(第35条、第42条及び別表関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。ただし、別表の改正規定は、公布の日又は環境影響評価法の一部を改正する法律(令和7年法律第73号)の施行の日のいずれか遅い日から施行します。

◇ 和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公益信託ニ関スル法律の全部改正及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設の基準を定めることとしました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地域医療医師確保修学資金の返還に係る債務の免除の条件について、医師の業務に従事することとされている指定医療機関等にその他知事が特に認める医療機関を加えることとしました。(本則関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、規定の整備等を行うこととしました。(第5条～第7条、第9条～第11条、第13条及び第17条～第21条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。ただし、第5条～第7条、第9条～第11条、第13条及び第17条の改正規定並びに附則第2項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を定めることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

企業職員の給与について、第二種初任給調整手当の新設を行うとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条及び第5条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県和歌山マリーナの駐車場の開館時間及び休館日を改めるとともに、南側駐車場の使用料の額を改定することとしました。(第16条、第17条及び別表第1関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。ただし、別表第1の改正規定は、同年7月1日から施行します。

◇ 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の事務局の職員の定数を改めることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等、県立の中学校の新設並びに県立の学校以外の教育機関の人員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めることとしました。(第2条～第4条関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、警察官の給与について次のとおり改定する

こととしました。

- (1) 自転車等を使用する警察官に係る通勤手当の額を引き上げるとともに、駐車場等に係る通勤手当を新設することとしました。(第13条関係)
- (2) 特地勤務手当の支給限度額を改めることとしました。(第14条の2関係)
- (3) 第二種初任給調整手当を新設することとしました。(第5条、第11条及び第19条の2関係)
- (4) 期末手当の支給を一時差し止める処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における当該処分を行う旨及びその事由を記載した文書の交付の方式に係る見直しを行うこととしました。(第21条の3関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。ただし、第21条の3第3項の改正規定及び附則第3項の規定は、同年5月21日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(別表第3第4項関係)
- (2) 和歌山県工業技術センターの機器の更新等に伴い、手数料の額の改定等を行うこととしました。(別表第3第6項関係)
- (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(別表第3第13項関係)

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。ただし、別表第3第4項第2号エ(ソ)から(ツ)までの改正規定は、同年5月1日から施行します。

条 例

和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第6号

和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例(令和5年和歌山県条例第3号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

和歌山県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第7号

和歌山県行政手続条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 <u>第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 <u>第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「<u>第29条において準用する第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の和歌山県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第8号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。		（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略		略	
和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略
<u>和歌山県いじめ再調査委員会</u>	<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査審議に関する事務</u>		
略		略	
和歌山県会計局所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	和歌山県会計局所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略
		<u>和歌山県役務提供等実績認定審査会</u>	<u>県が発注する役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札における実績条件と同等の実績を有すると認められる者についての審査に関する事務</u>
略		略	
2・3 略		2・3 略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定（和歌山県役務提供等実績認定審査会の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第9号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和8年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和7年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第10号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務1時間当たりの給与額） 第6条 前条、第17条、第18条及び第19条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特勤勤務手当並びに初任給調整手当（<u>第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。</u>）の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>（勤務1時間当たりの給与額） 第6条 前条、第17条、第18条及び第19条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当並びに特勤勤務手当及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>

(手当)

第13条 略

2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 第一種初任給調整手当(16) 第二種初任給調整手当

(17)～(24) 略

(通勤手当)

第15条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、第3項及び第5項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自転車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

(手当)

第13条 略

2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 初任給調整手当

(16)～(23) 略

(通勤手当)

第15条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、第4項及び第5項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この項、次項及び第7項において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員

(7) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

(4) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

(7) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

(エ) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円

(オ) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円

- (カ) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
1万6,600円
- (キ) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
1万9,700円
- (ク) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
2万2,800円
- (ケ) 自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
2万5,900円
- (コ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
2万9,100円
- (カ) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
3万2,300円
- (シ) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
3万5,500円
- (ス) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円
- イ 自動車(人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。)を使用する職員(自動車を使用时、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。)
- (ア) 自動車の使用距離が片道4キロメートル未満である職員 2,000円
- (イ) 自動車の使用距離が片道4キロメートル以上8キロメートル未満である職員
4,700円
- (ウ) 自動車の使用距離が片道8キロメートル以上12キロメートル未満である職員
7,400円
- (エ) 自動車の使用距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満である職員
1万100円
- (オ) 自動車の使用距離が片道15キロメートル以上16キロメートル未満である職員
1万400円
- (カ) 自動車の使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である職員
1万2,800円
- (キ) 自動車の使用距離が片道20キロメートル以上48キロメートル未満である職員
1万2,800円に自動車の使用距離が片道16キロメートルを超える4キロメートルごとに2,700円を加算した額
- (ク) 自動車の使用距離が片道48キロメートル以上52キロメートル未満である職員
3万3,100円
- (ケ) 自動車の使用距離が片道52キロメートル以上55キロメートル未満である職員
3万4,500円
- (コ) 自動車の使用距離が片道55キロメートル以上56キロメートル未満である職員
3万5,500円
- (カ) 自動車の使用距離が片道56キロメートル以上60キロメートル未満である職員
3万5,900円
- (シ) 自動車の使用距離が片道60キロメートル以上68キロメートル未満である職員
3万8,700円
- (ス) 自動車の使用距離が片道68キロメートル以上80キロメートル未満である職員
3万8,700円に自動車の使用距離が片道64キロメートルを超える4キロメートルごとに1,400円を加算した額
- (セ) 自動車の使用距離が片道80キロメートル

(3) 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合~~にあっては、その翌月~~)の人事委員会規則で定める日に支給する。

7 略

ル以上である職員 4万4,300円

(3) 略

3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円。第5項において「1か月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)を加算した額とする。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円(当該職員が第3項に規定する職員である場合にあっては、15万円に1か月当たりの駐車料金2分の1相当額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自転車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 略

(特地勤務手当)

第16条の2 略

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第5号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第4号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することにより人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

(4) 薬学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額3万円

(5) 前各号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第20条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第8条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第9条第1項及び第2項並びに第10条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第14条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 略

(特地勤務手当)

第16条の2 略

2 特地勤務手当の月額、1万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することにより人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

- 2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当の支給の一時差止め)

第23条の3 略

- 2 略
- 3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、前項の文書をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を人事委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該一時差止処分を行う者の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることをもってこれに代えることができる。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。
- 4～7 略

附 則

(地域手当の特例措置)

- 16 職員のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額は、当分の間、第14条の2の規定にかかわらず、同条第2項に規定する合計額に100分の5を乗じて得た額とする。この場合において、第20条の2第1項中「第14条の2」とあるのは、「附則第16項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第23条の3第3項の改正規定及び附則第3項の規定は、同年5月21日から施行する。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「第14条の2」とあるのは、「第14条の2又は職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第5号)附則第5項」とする。

(期末手当の支給の一時差止めに係る文書の交付に関する経過措置)

- 3 改正後の条例第23条の3第3項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にする同条第2項の文書の交付について適用し、同日前にした同項の文書の交付については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(期末手当の支給の一時差止め)

第23条の3 略

- 2 略
- 3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、前項の文書をいつでもその者に交付する旨を当該一時差止処分を行う者の事務所の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4～7 略

附 則

(地域手当の特例措置)

- 16 職員のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額は、当分の間、第14条の2の規定にかかわらず、同条第2項に規定する合計額に100分の5を乗じて得た額とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

- 5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「給与条例」という。）第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、<u>第20条、第20条の2及び第24条の規定は、第1号任期付研究員には、適用しない。</u></p> <p>2 給与条例第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第19条の3、<u>第20条、第20条の2及び第24条の規定は、第2号任期付研究員には、適用しない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「給与条例」という。）第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、<u>第20条及び第24条の規定は、第1号任期付研究員には、適用しない。</u></p> <p>2 給与条例第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第19条の3、<u>第20条及び第24条の規定は、第2号任期付研究員には、適用しない。</u></p> <p>3 略</p>

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(1) 職員の給与条例第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、<u>第20条、第20条の2及び第24条の2の規定</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(1) 職員の給与条例第8条から第11条まで、第14条、第14条の5、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、<u>第20条及び第24条の2の規定</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 7 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（修学部分休業取得中の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第5条、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第5条、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第7条及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第4条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当及び<u>初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）並びに人事委員会規則及び教育委員会規則で定める手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたも</u></p>	<p>（修学部分休業取得中の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第5条、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第5条、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第7条及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第4条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、<u>初任給調整手当及び特地勤務手当並びに人事委員会規則及び教育委員会規則で定める手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則及び教育委員会規則で定める時間を減じ</u></p>

のから人事委員会規則及び教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

たもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

- 8 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第5条、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第5条、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第7条及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第4条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び特勤手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当（<u>第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。</u>）並びに人事委員会規則及び教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則及び教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第5条、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第5条、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第7条及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第4条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び特勤手当並びに人事委員会規則及び教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則及び教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

- 9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (勤務延長職員に関する経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例附則第17項から第24項までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。次項において「定年条例改正条例」という。）附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>3 暫定再任用職員（定年条例改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が職員に<u>関する条例第9条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる</p>	<p>附 則 (勤務延長職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の職員の給与に関する<u>条例（以下「新給与条例」という。）</u>附則第17項から第24項までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。次項において「定年条例改正条例」という。）附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>3 暫定再任用職員（定年条例改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号）第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第9条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち</p>

基準給料月額のうち、同条例第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 略

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、職員の給与に関する条例第15条第2項及び第17条第2項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、職員の給与に関する条例第20条の2第1項及び第23条第3項の規定を適用する。

8 職員の給与に関する条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 職員の給与に関する条例第9条第1項及び第2項、第10条、第14条、第20条並びに第25条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 略

、第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 略

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第8条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第2項及び第17条第2項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条第3項の規定を適用する。

8 新給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 第9条第1項、第10条第2項、第4項、第6項及び第7項、第14条並びに第25条並びに新給与条例第9条第2項、第10条第1項、第3項及び第5項並びに第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 略

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第11号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(給与の種類)

第3条 略

- 2 前項の報酬の種類は、次のとおりとする。
- (1) 基本報酬（次号から第8号までの報酬以外の報酬をいう。以下同じ。）
- (2)～(7) 略
- (8) 職員の給与と条例第20条の2及び教育職員の給与と条例第15条の4の2の規定により支給される第二種初任給調整手当に相当する報酬

(報酬)

第4条 略

2～4 略

5 前条第2項第8号に掲げる報酬の額は、人事委員会規則で定める基準に従い定める額の範囲内において任命権者の定める額とする。

6 前条第2項第2号、第3号及び第8号に掲げる報酬を支給する場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 日額 基準月額に第3項の規定により定める額、第4項の規定により定める額及び前項の規定により定める額を加えて得た額を21で除して得た額を1日当たりの基本勤務時間で除して得た額（以下「基本支給時間額」という。）に、1日当たりの正規の勤務時間を乗じて得た額とする。

(2) 時間額 基本支給時間額。ただし、次に掲げる会計年度任用職員については、それぞれ次に定める額

ア 給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務に従事する会計年度任用職員 基準月額に第3項の規定により定める額、第4項の規定により定める額及び前項の規定により定める額を加えて得た額に12を乗じて得た額を、人事委員会と協議して定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額

イ 略

7 略

8 任命権者は、報酬の額に関し特別の事情により前各項の規定により難いと認める場合は、人事委員会と協議して定めるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬の額)

第6条 前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 日額による支給の場合 第4条第6項第1号に掲げる日額を、1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額

(2) 時間額による支給の場合 第4条第6項第2号に掲げる時間額

2 第4条第8項の規定により人事委員会と協議して定める場合における会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額については、前項の規定を適用する。この場合において、前項第1号中「第4条第6項第1号に掲げる」とあるのは「第4条第8項の規定により人事委員会と協議して定める」と、前項第2号中「第4条第6項第2号に掲げる」とあるのは「第4条第8項の規定により人事委員会と協議して定める」とする。

(給与の種類)

第3条 略

- 2 前項の報酬の種類は、次のとおりとする。
- (1) 基本報酬（次号から第7号までの報酬以外の報酬をいう。以下同じ。）
- (2)～(7) 略

(報酬)

第4条 略

2～4 略

5 前条第2項第2号及び第3号に掲げる報酬を支給する場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 日額 基準月額に第3項の規定により定める額及び第4項の規定により定める額を加えて得た額を21で除して得た額を1日当たりの基本勤務時間で除して得た額（以下「基本支給時間額」という。）に、1日当たりの正規の勤務時間を乗じて得た額とする。

(2) 時間額 基本支給時間額。ただし、次に掲げる会計年度任用職員については、それぞれ次に定める額

ア 給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務に従事する会計年度任用職員 基準月額に第3項の規定により定める額及び第4項の規定により定める額を加えて得た額に12を乗じて得た額を、人事委員会と協議して定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額

イ 略

6 略

7 任命権者は、報酬の額に関し特別の事情により前6項の規定により難いと認める場合は、人事委員会と協議して定めるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬の額)

第6条 前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 日額による支給の場合 第4条第5項第1号に掲げる日額を、1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額

(2) 時間額による支給の場合 第4条第5項第2号に掲げる時間額

2 第4条第7項の規定により人事委員会と協議して定める場合における会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額については、前項の規定を適用する。この場合において、前項第1号中「第4条第5項第1号に掲げる」とあるのは「第4条第7項の規定により人事委員会と協議して定める」と、前項第2号中「第4条第5項第2号に掲げる」とあるのは「第4条第7項の規定により人事委員会と協議して定める」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第12号

和歌山県スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 県民のスポーツの振興及びスポーツ施設の整備に要する経費の財源に充てるため、和歌山県スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、<u>予算で定める額とする。</u></p>	<p>(設置) 第1条 県民のスポーツの振興を図るため、和歌山県スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、<u>前条に規定する設置の目的のために寄附された寄附金の額とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第13号

和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成2年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(処分) 第6条 基金は、次に掲げる経費及び基金の管理等に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(1) 地域環境保全活動基盤整備事業、地域環境保全に関する知識の普及事業、地域環境保全実践活動支援事業その他地域環境保全活動に関する事業に要する経費</p> <p>(2) <u>地域環境保全に関する施設の計画の策定又は整備事業に要する経費</u>であって、知事が別に定めるもの</p>	<p>(処分) 第6条 基金は、次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理等に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(1) 地域環境保全活動基盤整備事業、地域環境保全に関する知識の普及事業、地域環境保全実践活動支援事業その他地域環境保全活動に関する事業</p> <p>(2) 地域環境保全に関する施設の<u>整備事業</u>であって、知事が別に定めるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第14号

和歌山県環境影響評価条例の一部を改正する条例

和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>（法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続） 第34条 略</p> <p>第35条 知事は、法第3条の7第1項及び法第4条第2項（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。第42条第3項において「整備法」という。）第11条第6項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、和歌山県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>（適用除外） 第42条 略 2 略 3 <u>第3章第1節の規定は、選定事業者（整備法第16条第2項第10号に規定する選定事業者をいう。以下この項において同じ。）がその認定公募占有計画（整備法第22条第1項に規定する認定エネルギー発電事業（整備法第2条第4項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業をいう。）を行う場合における当該選定事業者については、適用しない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>		<p>（法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続） 第34条 略</p> <p>第35条 知事は、法第3条の7第1項及び法第4条第2項（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、和歌山県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>（適用除外） 第42条 略 2 略</p>	
第11条	前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「整備法」という。）第11条第1項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第10条第4項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して	
第14条	第8条第1項及び第10条第1項の意見	整備法第11条第4項及び第7項の環境保全意見	
	第6条に規定する地域	整備法第11条第6項の地域	
第20条第1	同条	第11条	

項第1号		
第23条及び第24条第1項	第7条	第15条
第23条	第5条から	第11条から

別表(第2条関係)

項	事業の種類
1	略
2	河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川に関するダム及び堰の新築及び改築の事業(以下この項において「ダム新築等事業」という。)並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
略	

別表(第2条関係)

項	事業の種類
1	略
2	河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業(以下この項において「ダム新築等事業」という。)並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日又は環境影響評価法の一部を改正する法律(令和7年法律第73号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第15号

和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県公益認定等審議会条例(平成20年和歌山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第2条 略 2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。)に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。 3・4 略	(組織) 第2条 略 2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。 3・4 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第16号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成12年和歌山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業(そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機(自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。)により調理された食品を販売する営業を除く。別表第2において同じ。)をする場合にあっては、前号の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) <u>政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2において同じ。)にあっては、第3項第4号、第9号、第12号及び第16号の基準は適用しない。</u></p> <p>(4) <u>政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに前項第7号の基準は適用しない。</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>施設(全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。</u></p> <p>イ <u>施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。</u></p> <p>ウ <u>全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。</u></p> <p>エ <u>全自動調理機が、調理後の食品に係る保管設備(外部からの汚染等を防止する構造を有するものに限る。)を有すること。</u></p> <p>オ <u>全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。</u></p> <p>カ <u>施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡をとることができるように</u></p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業(そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を含む。別表第2において同じ。)をする場合にあっては、前号の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、第3項第4号、第9号、第12号及び第16号の基準は適用しない。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業</p> <p>(1) 略</p>

、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと

(3) 略
2～30 略

(2) 略
2～30 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第17号

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
修学資金等の種類		免除の条件		修学資金等の種類		免除の条件	
略		略		略		略	
地域医療 医師 確保 修学 資金	略	(1) 医師免許を取得した後引き続き県内の公的医療機関（医療法第31条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。）、 <u>医師法第16条の2第1項に規定する病院のうち知事が指定するものその他知事が特に認める医療機関</u> （以下この項において「指定医療機関等」という。）において医師の業務（以下「医業」という。）に従事した期間（臨床研修及び専門研修（以下「研修等」という。）を受けた期間を含む。以下この項において「業務従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受	略	地域医療 医師 確保 修学 資金	略	(1) 医師免許を取得した後引き続き県内の公的医療機関（医療法第31条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。）又は医師法第16条の2第1項に規定する病院のうち知事が指定するもの（以下この項において「指定医療機関等」という。）において医師の業務（以下「医業」という。）に従事した期間（臨床研修及び専門研修（以下「研修等」という。）を受けた期間を含む。以下この項において「業務従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受	略

		けた期間の2分の3に相当する期間（当該期間が9年に満たないときは、9年とする。）に達し、かつ、当該期間の2分の1以上の期間が、へき地医療機関に勤務した期間であるとき。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、当該事由が存続する間は、指定医療機関等において引き続き医業に従事し、又は研修等を受けることを要しないものとする。			期間（当該期間が9年に満たないときは、9年とする。）に達し、かつ、当該期間の2分の1以上の期間が、へき地医療機関に勤務した期間であるとき。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、当該事由が存続する間は、指定医療機関等において引き続き医業に従事し、又は研修等を受けることを要しないものとする。		
		略			略		
		略			略		
略			略				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第18号

和歌山県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

和歌山県国民健康保険事業費納付金条例（平成29年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（算定政令第9条第4項の条例で定める値） 第5条 算定政令第9条第4項の条例で定める値は、<u>同項第1号</u>に掲げる値とする。</p> <p>（算定政令第9条第5項の条例で定める基準） 第6条 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、<u>同項第1号</u>に掲げる額を<u>同項第2号</u>に掲げる額で除して得た数とする。</p> <p>（算定政令第9条第6項の条例で定める数） 第7条 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、<u>同項第1号</u>に掲げる数とする。</p> <p>（算定政令第9条第9項の条例で定める範囲） 第9条 算定政令第9条第9項の条例で定める範</p>	<p>（算定政令第9条第4項の条例で定める値） 第5条 算定政令第9条第4項の条例で定める値は、<u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号</u>に掲げる値とする。</p> <p>（算定政令第9条第5項の条例で定める基準） 第6条 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、<u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号</u>に掲げる額を<u>同条の規定により読み替えられた同項第2号</u>に掲げる額で除して得た数とする。</p> <p>（算定政令第9条第6項の条例で定める数） 第7条 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、<u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号</u>に掲げる数とする。</p> <p>（算定政令第9条第9項の条例で定める範囲） 第9条 算定政令第9条第9項の条例で定める範</p>

囲は、0を超え、かつ、1未満とする。

(算定政令第10条第3項の条例で定める基準)
第10条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

(算定政令第10条第4項の条例で定める数)
第11条 算定政令第10条第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

(算定政令第10条第7項の条例で定める範囲)
第13条 算定政令第10条第7項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満とする。

(算定政令第11条第7項の条例で定める範囲)
第17条 算定政令第11条第7項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満とする。

(算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準)
第18条 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

(算定政令第11条の2第4項の条例で定める数)
第19条 算定政令第11条の2第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

(算定政令第11条の2第5項の条例で定める数)
第20条 算定政令第11条の2第5項の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

(算定政令第11条の2第7項の条例で定める範囲)
第21条 算定政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満とする。

第22条 略

囲は、0から1までとする。

(算定政令第10条第3項の条例で定める基準)
第10条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げる額を同条の規定により読み替えられた同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

(算定政令第10条第4項の条例で定める数)
第11条 算定政令第10条第4項の条例で定める数は、算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げる数とする。

(算定政令第10条第7項の条例で定める範囲)
第13条 算定政令第10条第7項の条例で定める範囲は、0から1までとする。

(算定政令第11条第7項の条例で定める範囲)
第17条 算定政令第11条第7項の条例で定める範囲は、0から1までとする。

第18条 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条及び第17条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例による改正後の和歌山県国民健康保険事業費納付金条例の規定の例により行うことができる。

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第19号

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>拋出率</u>) 第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する基礎財政安定化基金<u>拋出率</u>を標準として条例で定める割合及び子ども・子育て支援納付金財政安定化基金<u>拋出率</u>を標準として条例で定める割合は、それぞれ0とする。</p>	<p>(<u>拋出率</u>) 第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する財政安定化基金<u>拋出率</u>を標準として条例で定める割合は、<u>0</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第20号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>給与の種類</u>) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、<u>管理職手当、管理職員特別勤務手当、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、任期付研究員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p>(<u>第二種初任給調整手当</u>) 第5条 <u>第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について知事が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して知事が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>(<u>特定任期付職員等についての適用除外等</u>) 第23条 <u>第4条、第5条、第6条、第6条の3、第10条、第11条第2項及び第12条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項に規定する特定任期付職員（第4項において「特定任期付職員」という。）には適用しない。</u></p> <p>2 <u>第4条、第5条、第6条、第6条の3、第10</u></p>	<p>(<u>給与の種類</u>) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、<u>管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、任期付研究員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p>第5条 <u>削除</u></p> <p>(<u>特定任期付職員等についての適用除外等</u>) 第23条 <u>第4条、第6条、第6条の3、第10条、第11条第2項及び第12条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項に規定する特定任期付職員（第4項において「特定任期付職員」という。）には適用しない。</u></p> <p>2 <u>第4条、第6条、第6条の3、第10条、第11</u></p>

条、第11条第2項、第12条及び第15条の規定は、第1号任期付研究員には適用しない。 3 第4条、第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、第2号任期付研究員には適用しない。 4 略	条第2項、第12条及び第15条の規定は、第1号任期付研究員には適用しない。 3 第4条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、第2号任期付研究員には適用しない。 4 略
--	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第21号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		占 用 料				
		単 位	所 在 地			
			第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき 1年	940	670	570	530
	第2種電柱		1,400	1,000	880	810
	第3種電柱		2,000	1,400	1,200	1,100
	第1種電話柱		840	600	510	470
	第2種電話柱		1,300	960	820	750
	第3種電話柱		1,800	1,300	1,100	1,000
	その他の柱類		84	60	51	47
共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メー トルにつき	8	6	5	5	

		1年				
	地下に設ける電線その他の線類		5	4	3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	820	590	500	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メートルにつき1 年	500	360	310	280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,700	1,200	1,000	940
	郵便差出箱及び信書便差出箱		710	500	430	390
	広告塔	表示面積1 平方メートルにつき1 年	5,400	1,900	900	580
	その他のもの	占用面積1 平方メートルにつき1 年	1,700	1,200	1,000	940
法第32条第 1項第2号 に掲げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	35	25	22	20
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		50	36	31	28
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		76	54	46	42
	外径が0.15メートル以上0.2		100	72	61	56

			メートル未満のもの					
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150	110	92	85
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200	140	120	110
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		350	250	220	200
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		500	360	310	280
			外径が1メートル以上のもの		1,000	720	610	560
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5	4	3	3
			その他のもの		17	12	10	9
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,300	960	820	750
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	840	600	510	470
	地下に設けるもの		500		360	310	280	

	その他のもの			1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,700	950	450	290
	地下に設ける通路			1,600	570	270	180
	その他のもの			1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	54	19	9	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	540	190	90	58
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	540	190	90	58
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400	1,900	900	580

	標識	1本につき 1年	1,300	960	820	750
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	54	19	9	6
	その他のもの	1本につき 1月	540	190	90	58
幕(令第7条第4号に掲げる工 事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1 平方メートルにつき1 日	54	19	9	6
	その他のもの	その面積1 平方メートルにつき1 月	540	190	90	58
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	5,400	1,900	900	580
	その他のもの		2,700	950	450	290
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1 平方メートルにつき1 年	1,700	1,200	1,000	940
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同 条第5号に掲げる工 事用材料		占用面積1 平方メートルにつき1 月	540	190	90	58
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設			170	120	100	94

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額					
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額				

令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た額			
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額			

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) 第2級地 和歌山市
 - (2) 第3級地 有田市、御坊市、岩出市及び美浜町
 - (3) 第4級地 海南市、橋本市、新宮市、紀の川市、湯浅町、有田川町、白浜町、上富田町及び太地町
 - (4) 第5級地 田辺市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、広川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村及び串本町
- 3 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下3において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下4において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 8 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未

満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第22号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務</td> <td style="width: 50%;">市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>69 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	事務	市町村	略		69 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u>	略	略		<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務</td> <td style="width: 50%;">市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>69 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	事務	市町村	略		69 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u>	略	略	
事務	市町村																
略																	
69 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u>	略																
略																	
事務	市町村																
略																	
69 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u>	略																
略																	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第23号

和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（開館時間） 第16条 マリーナ施設の開館時間（以下「開館時間」という。）は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>クルーザーマリーナ利用者用</u></p>	<p>（開館時間） 第16条 マリーナ施設の開館時間（以下「開館時間」という。）は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>駐車場</u>にあっては、午前9時</p>

駐車場にあっては午前9時から午後10時まで、南側駐車場にあっては午前零時から午後12時までとする。

2 略

(休館日)

第17条 マリーナ施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) クルーズーマリーナ利用者用駐車場及び南側駐車場以外のマリーナ施設 12月28日から翌年の1月4日までの日及び火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日）

(2) クルーズーマリーナ利用者用駐車場 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 略

別表第1（第7条関係）

1 駐車場

種別	使用料
南側駐車場	1日1回につき <u>1,000</u> 円

2・3 略

から午後10時までとする。

2 略

(休館日)

第17条 マリーナ施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 駐車場以外のマリーナ施設 12月28日から翌年の1月4日までの日及び火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 駐車場 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 略

別表第1（第7条関係）

1 駐車場

種別	使用料
南側駐車場	1日1回につき <u>500</u> 円

2・3 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年7月1日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第24号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>191</u> 人 (6)～(8) 略 2 略	(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>185</u> 人 (6)～(8) 略 2 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第25号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 中学校 <u>69人</u></p> <p>(2) 高等学校 <u>1,874人</u></p> <p>(3) 特別支援学校 <u>1,046人</u></p> <p>第3条 県立の学校以外の教育機関の職員の定数は、<u>91人</u>とする。</p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員</p> <p>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,927人</u></p> <p>中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,175人</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 中学校 <u>61人</u></p> <p>(2) 高等学校 <u>1,886人</u></p> <p>(3) 特別支援学校 <u>1,039人</u></p> <p>第3条 県立の学校以外の教育機関の職員の定数は、<u>89人</u>とする。</p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員</p> <p>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,939人</u></p> <p>中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,167人</u></p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第26号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第5条 前条、第15条、第16条及び第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特勤手当並びに<u>第二種初任給調整手当</u>の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 第二種初任給調整手当</u></p> <p><u>(16)～(21) 略</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第13条 次に掲げる警察官には、通勤手当を支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第5条 前条、第15条、第16条及び第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特勤手当の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15)～(20) 略</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第13条 次に掲げる警察官には、通勤手当を支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下</p>

この項、第3項及び第5項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする警察官(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる警察官を除く。)

- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする警察官(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる警察官を除く。)

(3) 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額(第13条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される警察官、定年前再任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))及び高齢者部分休業警察官(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。)(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に限る。)に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる警察官 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

- (2) 前項第2号に掲げる警察官 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自転車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

この項、第4項及び第5項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする警察官(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる警察官を除く。)

- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この項、次項及び第7項において「自転車等」という。)を使用することを常例とする警察官(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である警察官以外の警察官であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる警察官を除く。)

(3) 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額(第13条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される警察官、定年前再任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。))及び高齢者部分休業警察官(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。)(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に限る。)に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる警察官 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

- (2) 前項第2号に掲げる警察官 次に掲げる警察官の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自転車等(イの自動車を除く。以下この号において同じ。)を使用する警察官

(7) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル未満である警察官 2,000円

(イ) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である警察官 4,200円

(ロ) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である警察官 7,300円

(エ) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である警察官 1万400円

(オ) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である警察官 1万3,500円

(カ) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である警察官 1万6,600円

(キ) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である警察官 1万9,700円

(ク) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である警察官 2万2,800円

(ケ) 自転車等の使用距離が片道40キロメー

- トル以上45キロメートル未満である警察官 2万5,900円
- (ロ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である警察官 2万9,100円
- (ハ) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である警察官 3万2,300円
- (シ) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である警察官 3万5,500円
- (ス) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である警察官 3万8,700円
- イ 自動車(人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。)を使用する警察官(自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する警察官を含む。)
- (ア) 自動車の使用距離が片道4キロメートル未満である警察官 2,000円
- (イ) 自動車の使用距離が片道4キロメートル以上8キロメートル未満である警察官 4,700円
- (ウ) 自動車の使用距離が片道8キロメートル以上12キロメートル未満である警察官 7,400円
- (エ) 自動車の使用距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満である警察官 1万100円
- (オ) 自動車の使用距離が片道15キロメートル以上16キロメートル未満である警察官 1万400円
- (カ) 自動車の使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である警察官 1万2,800円
- (キ) 自動車の使用距離が片道20キロメートル以上48キロメートル未満である警察官 1万2,800円に自動車の使用距離が片道16キロメートルを超える4キロメートルごとに2,700円を加算した額
- (ク) 自動車の使用距離が片道48キロメートル以上52キロメートル未満である警察官 3万3,100円
- (ケ) 自動車の使用距離が片道52キロメートル以上55キロメートル未満である警察官 3万4,500円
- (コ) 自動車の使用距離が片道55キロメートル以上56キロメートル未満である警察官 3万5,500円
- (サ) 自動車の使用距離が片道56キロメートル以上60キロメートル未満である警察官 3万5,900円
- (シ) 自動車の使用距離が片道60キロメートル以上68キロメートル未満である警察官 3万8,700円
- (ス) 自動車の使用距離が片道68キロメートル以上80キロメートル未満である警察官 3万8,700円に自動車の使用距離が片道64キロメートルを超える4キロメートルごとに1,400円を加算した額
- (セ) 自動車の使用距離が片道80キロメートル以上である警察官 4万4,300円

(3) 略

- (3) 略
- 3 第1項第3号に掲げる警察官で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める警察官を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるとこ

3 第1項第1号又は第3号に掲げる警察官で人事委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる警察官で、自転車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める警察官を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える警察官の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該警察官の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月)の人事委員会規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自転車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

9 略

(特地勤務手当)

るにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円。第5項において「1か月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)を加算した額とする。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる警察官で人事委員会規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該警察官の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える警察官の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該警察官の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円(当該警察官が第3項に規定する警察官である場合にあっては、15万円に1か月当たりの駐車料金2分の1相当額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

9 略

(特地勤務手当)

第14条の2 略

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

第19条 略

(第二種初任給調整手当)

第19条の2 新たに採用された警察官であって、採用の日において、当該警察官に適用される給料表の給料月額のうち第7条の2第2項の規定により当該警察官の属する職務の級並びに第8条第1項並びに第9条第2項及び第3項の規定により当該警察官の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務警察官その他の人事委員会規則で定める警察官にあっては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第12条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける警察官以外の警察官で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当の支給の一時差止め)

第21条の3 略

2 略

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、前項の文書をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を人事委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該一時差止処分を行う者の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることをもってこれに代えることができる。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4～7 略

附 則

(地域手当の特例措置)

9 警察官のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額は、当分の間、第12条の2の規定にかかわらず、同条第2項に規定する合計額に100分の5を乗じて得た額とする

第14条の2 略

2 特地勤務手当の月額は、1万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

第19条 略

(第二種初任給調整手当)

第19条の2 新たに採用された警察官であって、採用の日において、当該警察官に適用される給料表の給料月額のうち第7条の2第2項の規定により当該警察官の属する職務の級並びに第8条第1項並びに第9条第2項及び第3項の規定により当該警察官の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務警察官その他の人事委員会規則で定める警察官にあっては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第12条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける警察官以外の警察官で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当の支給の一時差止め)

第21条の3 略

2 略

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、前項の文書をいつでもその者に交付する旨を当該一時差止処分を行う者の事務所の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4～7 略

附 則

(地域手当の特例措置)

9 警察官のうち、和歌山市又は橋本市に在勤する者に係る地域手当の月額は、当分の間、第12条の2の規定にかかわらず、同条第2項に規定する合計額に100分の5を乗じて得た額とする

。この場合において、第19条の2第1項中「第12条の2」とあるのは、「附則第9項」とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第21条の3第3項の改正規定及び附則第3項の規定は、同年5月21日から施行する。

（第二種初任給調整手当に関する経過措置）

- この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の警察職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第19条の2第1項の規定の適用については、同項中「第12条の2」とあるのは、「第12条の2又は警察職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第36号）附則第5項」とする。

（期末手当の支給の一時差止めに係る文書の交付に関する経過措置）

- 改正後の条例第21条の3第3項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にする同条第2項の文書の交付について適用し、同日前にした同項の文書の交付については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員の給与条例」という。）第7条から第9条の2まで、第12条、第12条の4、第15条、第16条、第17条の2、<u>第18条及び第19条の2</u>の規定 (4) 略 2～5 略</p>	<p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第9条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員の給与条例」という。）第7条から第9条の2まで、第12条、第12条の4、第15条、第16条、第17条の2 <u>及び第18条</u>の規定 (4) 略 2～5 略</p>

（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （勤務延長された警察官に関する経過措置） 2 <u>警察職員の給与に関する条例</u>附則第10項から第19項までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。次項において「定年条例改正条例」</p>	<p>附 則 （勤務延長された警察官に関する経過措置） 2 この条例による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「<u>新給与条例</u>」という。）附則第10項から第19項までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年</p>

という。) 附則第3項の規定により勤務している警察官には適用しない。

- (暫定再任用警察官に関する経過措置)
- 3 暫定再任用警察官(定年条例改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員である警察官をいう。以下同じ。)(定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年和歌山県条例第3号)第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用警察官(第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務警察官」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用警察官が警察職員の給与に関する条例第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務警察官(以下「定年前再任用短時間勤務警察官」という。)であるものとした場合に適用される同条例第7条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務警察官の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条の2第2項の規定により当該暫定再任用警察官の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 略
- 5 暫定再任用短時間勤務警察官の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務警察官が定年前再任用短時間勤務警察官であるものとした場合に適用される警察職員の給与に関する条例第7条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務警察官の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務警察官の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務警察官の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務警察官は、定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、警察職員の給与に関する条例第13条第2項及び第15条第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用警察官は、定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、警察職員の給与に関する条例第19条の2第1項及び第21条第3項の規定を適用する。
- 8 警察職員の給与に関する条例第22条第1項の警察官に暫定再任用警察官が含まれる場合における勤手当の額と同条第2項各号に掲げる警察官の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務警察官」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察官及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員である警察官(次号において「暫定再任用警察官」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務警察官」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察官及び暫定再任用警察官」とする。
- 9 警察職員の給与に関する条例第8条第1項、第9条、第12条及び第23条の規定は、暫定再任用警察官には適用しない。

和歌山県条例第42号。次項において「定年条例改正条例」という。) 附則第3項の規定により勤務している警察官には適用しない。

- (暫定再任用警察官に関する経過措置)
- 3 暫定再任用警察官(定年条例改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員である警察官をいう。以下同じ。)(定年条例改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年和歌山県条例第3号)第12条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用警察官(第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務警察官」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用警察官が新給与条例第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務警察官(以下「定年前再任用短時間勤務警察官」という。)であるものとした場合に適用される第7条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務警察官の欄に掲げる基準給料月額のうち、第7条の2第2項の規定により当該暫定再任用警察官の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 略
- 5 暫定再任用短時間勤務警察官の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務警察官が定年前再任用短時間勤務警察官であるものとした場合に適用される第7条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務警察官の欄に掲げる基準給料月額のうち、第7条の2第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務警察官の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務警察官の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務警察官は、定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、新給与条例第13条第2項及び第15条第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用警察官は、定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。
- 8 新給与条例第22条第1項の警察官に暫定再任用警察官が含まれる場合における勤手当の額と同条第2項各号に掲げる警察官の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務警察官」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察官及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員である警察官(次号において「暫定再任用警察官」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務警察官」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察官及び暫定再任用警察官」とする。
- 9 第8条第1項、第9条第2項、第4項、第6項及び第7項、第12条並びに第23条並びに新給与条例第9条第1項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用警察官には適用しない。

10 略

10 略

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第27号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 （第2条関係） 1～3 略 4 保健・医療関係事務 （1）略 （2）許可関係事務 ア～ウ 略 エ 法の施行に関する事務（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものを除く。）関係） （ア）～（エ） 略 （ウ） 法第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に対する調査（承認の取得前又は製造の開始前の調査に限る。） ア～g 略 （カ） 法第14条第6項又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に対する調査（承認の取得後又は製造の開始後の調査に限る。） ア～g 略 （ク） 法第14条第13項の規定に基づく医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査 ア～d 略 （ケ） 法第14条の2第1項の規定に基づく、医薬品の製造管理又は品質管理の方法が、法第14条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準（（ウ）から（ト）までにおいて「省令基準」という。）に適合しているかどうかについての、次に掲げる同条第7項の製造工程区分（<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。（ウ）及び（ケ）において「区分省令」という。）</u>）において規定された医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分をいう。（（ウ）及び（ケ）において単に「製造工程区分」という。））ごとの確認の申請に対する法第14条の2第2項の規定による調査（（ウ）及び（ケ）において「医薬品等区分適合性</p>	<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 （第2条関係） 1～3 略 4 保健・医療関係事務 （1）略 （2）許可関係事務 ア～ウ 略 エ 法の施行に関する事務（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものを除く。）関係） （ア）～（エ） 略 （ウ） 法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に対する調査（承認の取得前又は製造の開始前の調査に限る。） ア～g 略 （カ） 法第14条第7項又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に対する調査（承認の取得後又は製造の開始後の調査に限る。） ア～g 略 （ク） 法第14条第15項の規定に基づく医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査 ア～d 略 （ケ） 法第14条の2第1項の規定に基づく、医薬品の製造管理又は品質管理の方法が、法第14条第2項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準（（ウ）から（ト）までにおいて「省令基準」という。）に適合しているかどうかについての、次に掲げる同条第8項の製造工程区分（<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。（ウ）及び（ケ）において「区分省令」という。）</u>）において規定された医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分をいう。（（ウ）及び（ケ）において単に「製造工程区分」という。））ごとの確認の申請に対する法第14条の2第2項の規定による調査（（ウ）及び（ケ）において「医薬品等区分適合性</p>

- 調査」という。) a～c 略
 (7)～(7) 略
 オ 略
 5 略
 6 工業関係事務
 (1) 略
 (2) 機器分析
 ア～オ 略
 カ 核磁気共鳴分析
 (7) 水素 1試料につき 10,370円
 (イ) 炭素
 a 3時間未満 1試料につき 16,300円
 b 3時間以上 1試料につき 36,080円
 (ウ) 他核
 a 3時間未満 1試料につき 18,130円
 b 3時間以上 1試料につき 37,910円
 (エ) $\frac{2D}{2D}$
 a 3時間未満 1試料につき 17,470円
 b 3時間以上 1試料につき 38,570円
 (オ) 固体
 a 8時間未満 1試料につき 76,230円
 b 8時間以上 1試料につき 115,800円
 キ～ケ 略
 (3) 材料試験
 ア～エ 略
 オ 非破壊試験
 (7) X線CT
 a 一般撮影 1撮影につき 9,120円
 b 連続撮影 30分(30分未満は、30分とする。)につき 17,580円
 c 略
 (イ) 略
 カ 略
 (4) 電子顕微鏡試験
 ア 略
 イ 電界放出型電子顕微鏡試験
 (7) 一般撮影 1視野につき15,750円とし、同一視野内で倍率を変更することにより、2,640円を加算する。
 (イ) 電子線による分析
 a エネルギー分散型定性 1測定につき14,320円とし、同一視野内で1測定増すごとに1,720円を加算する。
 b 波長分散型定性
 (a) 全範囲 1測定につき 26,830円
 (b) 特定元素 1測定につき 2,640円
 c その他電子線による分析 1時間まで24,200円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに7,900円を加算する。
 ウ 略
 (5)・(6) 略
 (7) 精密測定
 ア～エ 略
 オ 測色 1測定につき 2,630円
 カ・キ 略
 (8) 物性測定

- 調査」という。) a～c 略
 (7)～(7) 略
 オ 略
 5 略
 6 工業関係事務
 (1) 略
 (2) 機器分析
 ア～オ 略
 カ 核磁気共鳴分析
 (7) 水素 1試料につき 9,380円
 (イ) 炭素
 a 3時間未満 1試料につき 14,810円
 b 3時間以上 1試料につき 29,430円
 (ウ) 他核
 a 3時間未満 1試料につき 17,580円
 b 3時間以上 1試料につき 29,830円
 (エ) $\frac{2D}{2D}$
 a 3時間未満 1試料につき 15,730円
 b 3時間以上 1試料につき 30,540円
 (オ) 固体
 a 8時間未満 1試料につき 68,440円
 b 8時間以上 1試料につき 99,770円
 キ～ケ 略
 (3) 材料試験
 ア～エ 略
 オ 非破壊試験
 (7) X線CT
 a 一般撮影 1撮影につき 8,100円
 b 連続撮影 30分(30分未満は、30分とする。)につき 16,980円
 c 略
 (イ) 略
 カ 略
 (4) 電子顕微鏡試験
 ア 略
 イ 電界放出型電子顕微鏡試験
 (7) 一般撮影 1視野につき13,670円とし、同一視野内で倍率を変更することにより、2,320円を加算する。
 (イ) 電子線による分析
 a エネルギー分散型定性 1測定につき12,710円とし、同一視野内で1測定増すごとに1,600円を加算する。
 b 波長分散型定性
 (a) 全範囲 1測定につき 22,750円
 (b) 特定元素 1測定につき 1,600円
 c その他電子線による分析 1時間まで22,750円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに7,330円を加算する。
 ウ 略
 (5)・(6) 略
 (7) 精密測定
 ア～エ 略
 オ 測色 1測定につき 2,530円
 カ・キ 略
 (8) 物性測定

- ア 略
- イ 粉粒体物性測定
 - (7) 粒度分布測定
 - a レーザ回折・散乱法 1試料につき 4,750円
 - b 動的光散乱法 1試料につき 4,490円
 - (イ)・(ウ) 略
 - (エ) ゼータ電位測定 1試料につき 5,380円
- ウ～キ 略
- (9)・(10) 略
- (11) 環境試験・測定
 - ア～エ 略
 - オ 恒温恒湿試験
 - (7) 1室使用
 - a 400リットル以下 1時間まで1,110円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに500円を加算する。
 - b 400リットル超 1時間まで3,120円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,500円を加算する。
 - (イ) 2室併用 1時間まで5,300円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに3,620円を加算する
- カ～ク 略
- (12) 略
- (13) 特定分野試験
 - ア 高分子(材料及び製品に限る。)
 - (7)～(エ) 略
 - (オ) 水蒸気透過率(等圧法) 1試料につき 18,700円
 - (カ) 酸素透過率
 - a 差圧法 1試料につき 10,500円
 - b 等圧法 1試料につき 18,600円
 - (キ) 略
- イ～カ 略
- キ 医薬品等
 - (7) 略
 - (イ) 定量試験 1成分につき 4,690円
 - (ウ) 略
- ク 略
- (14) デザイン・設計
 - ア～ウ 略
 - エ 分子動力学計算法
 - (7) モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,090円
 - (イ) 計算 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 960円

- ア 略
- イ 粉粒体物性測定
 - (7) 粒度分布測定 1試料につき 4,750円
 - (イ)・(ウ) 略
- ウ～キ 略
- (9)・(10) 略
- (11) 環境試験・測定
 - ア～エ 略
 - オ 恒温恒湿試験
 - (7) 1室使用
 - a 400リットル以下 1時間まで1,000円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに450円を加算する。
 - b 400リットル超 1時間まで2,800円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,340円を加算する。
 - (イ) 2室併用 1時間まで4,790円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに3,320円を加算する
- カ～ク 略
- (12) 略
- (13) 特定分野試験
 - ア 高分子(材料及び製品に限る。)
 - (7)～(エ) 略
 - (オ) 水蒸気透過率(等圧法)
 - a 50度未満 1試料につき 16,530円
 - b 50度以上 1試料につき 19,550円
 - (カ) 酸素透過率 1試料につき 10,500円
 - (キ) 略
- イ～カ 略
- キ 医薬品等
 - (7) 略
 - (イ) 定量試験 1成分につき 4,120円
 - (ウ) 略
- ク 略
- (14) デザイン・設計
 - ア～ウ 略
 - エ ガーメントシミュレーション 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,420円
 - オ 分子モデリング
 - (7) 量子化学計算法
 - a モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,710円
 - b 計算 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 580円
 - (イ) 分子動力学計算法
 - a モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,090円
 - b 計算 1時間(1時間未満は、1

オ・カ 略
 (15)～(17) 略
 備考 略
 7～12 略
 13 土木関係事務
 (1)～(12) 略
 (13) マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づくマンションの延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円
 (14)～(18) 略
 14～20 略

時間とする。)につき 960円
 (7) 定量的構造物性相関法 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,090円

カ・キ 略
 (15)～(17) 略
 備考 略
 7～12 略
 13 土木関係事務
 (1)～(12) 略
 (13) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づくマンションの延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円
 (14)～(18) 略
 14～20 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第3第4項第2号エ(7)から(7)までの改正規定は、同年5月1日から施行する。